主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事 実

控訴代理人は、第一次請求として、「原判決を取り消す。被控訴人が別紙目録記載の各建物につき昭和三十年十二月二日なした公売処分を取り消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を、第二次請求として、「原判決を取り消す。被控訴人がなした別紙目録記載の甲建物に対する昭和二十八年十月五日附差押処分、及び別紙目録記載の乙建物に対する同年十二月十二日附差押処分を取り消す。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

証拠として、控訴代理人は、甲第一号証、第二、第三号証の各一、二、第四、第五号証を提出し、当審における証人Aの証言、控訴会社代表者B尋問の結果を援用し、乙号各証の成立を認め、被控訴代理人は、乙第一ないし第四号証を提出し、甲第二号証の一、二の成立を認める、その余の甲各号証の成立は不知、と述べた。

被控訴人は、本案前の主張として、控訴人は別紙目録記或の甲乙両建物につきなされた差押処分並びに公売処分に対し審査の請求をしていないから、これが取消を求める本訴は、国税徴収法所定の訴願前置方式に違背した不適法な訴である、と主張するにより、まずこの点を判断する。

一控訴人が国税徴収法第三十一条ノニ、同条ノ三の規定により右差押処分並びに公売処分に関し再調査の請求ないしは審査の請求をしておらないことは、控訴人の明らかに争わないところである。しかしながら、控訴人は、右差押処分の後、未だ公売処分に至らざるに先立ち、昭和三十年十月五日被控訴人に対し国税徴収法第十四条に基く財産取戻請求をなし、被控訴人が同年十月十八日これを棄却したことは、被控訴人の自認するところであり、被控訴人が昭和三十年十二月二日公売処分をなしたことは、当事者間に争なく、控訴人が同年十二月七日本訴を提起したことは、記録上明らかである。

そこで、国税徴収法第十四条に規定されている財産取戻の請求の性質について考えるに、国税徴収法第十四条は、明治三十年法律第二十一号として、国税徴収法が制定せられた時から今日まで引きつづき同法中にふくまれている規定であつて、昭和二十五年法律第六十九号国税徴収法の一部を改正する法律によつて、同法第三十一条ノニ及び三の規定が新たに制定されたときも、同法第十四条の規定は、そのまま存置されたのである。〈要旨第一〉従つて現行国税徴収法の下においては、他人の国税滞納処分のため自己の財産を差し押えられたと主張する第〈/要旨第一〉三者は、その救済を求める方法として、同法第十四条によつて差押財産取戻請求をなす方法

そうすれば、本訴は、行政事件訴訟特例法の採つている訴願前置方式に何ら違背するところがないので、これを適法な訴として進んで、本案につき判断を与える。 控訴人は、別紙目録記載の甲、乙の両物件は自己の所有である、と主張し、これ につき東京証券金融株式会社の国税滞納に因つてなされた差押処分並びに公売処分 は違法である、と主張しているので、この点について判断する。

控訴人は、別紙目録記載の甲物件(以下甲物件と呼ぶ)は、控訴人が昭和二十七年十一月十五日東京証券株式会社から買い受けてその所有権を取得したものである、と主張しているけれども、成立に争のない乙第一号証によれば、甲物件東京法務局で出張所受附第〇△△号をもつて東京法務局で出張所受附第〇△×××号をもつて同年同月五日差押に基く小石川税務軍国の大蔵省のため差押登記がなされていることが認められる。しかして国税滞納における大蔵省のため差押登記がなされていることが認めにおける国は、民事訴訟法上の強制執行における基押信よるを担けてある。そうすれば、民法第百七十七条の適用があるものと解すべきである。そうすれば、仮定すると関係に対抗できないものというべきである。

被控訴人に対抗できないものというべきである。
控訴人は、さらに、甲物件については所轄税務署に対し本件差押に先立ち昭和二十八年三月三十一日控訴人の所有財産として申告し、これに基いて課税されていたものである、と主張し、右申告の事実は、当事者間に争がなく、成立に争のない甲第二号証の一、二並びに当審における控訴会社代表者B尋問の結果を綜合すれば、右申告に基いて控訴人が法人税額を算出して納税したことが認められるけれども、それだけで、被控訴人が登記の欠缺を主張するにつき正当の利益を有する第三者にあたらないとはいえないから、(最高裁判所昭和二九年(オ)第七九号同三一年四月二四日第三小法廷判決参照)、被控訴人は、甲物件についての控訴人のための所有権登記の欠映を主張し得べく、控訴人は甲物件についての所有権をもつて被控訴人に対抗できないことにかわりはないのである。

このように控訴人は、本件甲、乙物件に対する所有権の取得をもつて被控訴人に対することができない以上、その本訴請求は、第二次とも、落れ、死とも、落れ、大変とれて変にできない以上、その本訴請求は、第二次とも、ななられる。 る株式会社後楽園スポーツ会館の落札能力の有無につき判断するまである。 として棄却すべきである。しかるに原審がこれをおいまるであるとの見解に基からないである。 を担訴人は、本件甲、乙物件の所有者であることを記したの当時はいたものと思われるが、右についての訴の利益をかくか、または正当なる原治として当時はいたものと思われるが、右にの判断には当事者適格の問題に帰着することなる。 判断と同一の問題に帰着するのと思われるが、進んなるのには、本のの制造の有無または当事者適格の問題にごだわることなる。 判断と同一の問題に帰着するのがもところである。 判断とのであり、定じなるのには、本のには、本のには、なの表にないのである。 対方に原審の見解は当裁判所の賛成し得ないところであるが、被控訴している。 の見解は当裁判所の賛成し得ないところで表記を変更するのが相当である。よって控訴費用の負担につき、民事訴人の控訴を棄却するのが相当である。 訴訟法第八十九条、第九十五を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 大江保直 判事 猪俣幸一 判事 吉田豊)